

# 令和8年第1回大山町教育委員会

招集年月日 令和8年1月30日（金） 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		門脇明子	2番		向陽寛孝	3番		兠山洋美
4番		山本健一						

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言（午後 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について  
（大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について）

日程第 4 報告第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について  
（大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について）

日程第 5 議案第 1 号 令和7年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

日程第 6 議案第 2 号 令和8年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

日程第 7 議案第 3 号 指定学校の変更について

日程第 8 議案第 4 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和8年 2月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午後 時 分）

## 報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
1月	3日	土	成人式
	4日	日	消防出初式
	5日	月	山根副町長就任式
	6日	火	中山みどりの森保育園春の七草探し
	7日	水	中学校始業式、名和さくらの丘保育園春の七草探し、西伯郡教育長会
	8日	木	大山きやらぼく保育園春の七草探し、パン検証
	9日	金	小学校始業式、大山公民館行事打ち合わせ、県教委との意見交換
	11日	日	初区長会
	13日	火	地域連携教育会議、大阪大学名誉教授小野田正利先生講演会
	14日	水	西伯郡校長ヒアリング
	16日	金	教職員組合来局
	17日	土	妻木晩田遺跡公園講師、五色百人一首大会
	19日	月	お正月大会、西伯郡教育長会
	20日	火	臨時議会
	21日	水	立命館大学 名誉教授野田正人先生来町(～22日)
	22日	木	大山町老人クラブ講師
	23日	金	連絡調整会議、管理職会議、総合文化祭在り方検討委員会
	25日	日	英語検定
	26日	月	西部地区市町村教育長ヒアリング
	27日	火	嘉手納町交流～(30日)西部町村教育長会、嘉手納町訪問団歓迎式
	28日	水	嘉手納町訪問団歓迎会
	29日	木	嘉手納町交流(名和小学校)
	30日	金	嘉手納町訪問団お別れ式、定例教育委員会

## 報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について  
(大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について)

令和8年第1回大山町議会臨時会に提出する大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

### 【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する  
こと。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

## 大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定による条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 報告第2号

議会の議決を経るべき事件の議案について  
(大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について)

令和8年第1回大山町議会臨時会に提出する大山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

### 【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

## 大山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する同法第46条2項の規定による条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第1号

令和7年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

令和7年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて、次のとおり提出する。

令和8年1月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

3 認定の取消及び援助費の返還

本件は、大山町外に転出し、大山町立小学校及び中学校以外に転校したため、大山町就学援助費給付要領第7条第1項及び第2項の規定により、返還を必要としない。

議案第2号

令和8年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

令和8年度要保護・準要保護児童生徒の認定について、次のとおり提出する。

令和8年1月30日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

1. 令和8年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 0人

2. 令和8年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 72人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第3号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和8年1月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 7件 (詳細別紙)      認定件数      件

議案第 4 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第 9 条の規定により、区域外就学を許可するものとする。

令和 8 年 1 月 3 0 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 3 件(詳細別紙)      認定件数      件